

尼崎市立児童ホーム入所基準について

● 選考方法 1

- ・ 次の①から⑥のグループの順に利用許可を受けるべき者を決定する。なお、同一のグループにおいて、利用許可を受けるべき者を選考しなければならないときは、選考方法 2 の内容に従い決定する。
 - ① 1年生
 - ② 2年生
 - ③ 3年生
 - ④ 4年生
 - ⑤ 5年生
 - ⑥ 6年生

● 選考方法 2

- ・ 選考方法 1 により選考した結果、上記①から⑥のうち、同一グループの中から、利用許可を受けるべきものを選考しなければならないときは、当該グループの者について、「①基本指数」及び「②調整指数」を採点し、その合計指数が高いものから順に通常利用許可を受けるべき者を決定する。
- ・ なお、合計指数が同点の場合は、「③基本指数と調整指数の合計が同点の場合の判定基準」の内容に従い、利用許可を受けるべき者を決定する。

指数の算定方法等について

「①基本指数」について

- ・ 父母の利用要件及び細目に応じて指数を算定する。
- ・ 父母それぞれの指数の合計を基本指数とする。
- ・ 父母が複数の利用要件に該当する場合は、原則としてそれぞれの指数の高い方を優先する。
- ・ 父母がいない場合は、現に児童を監護している者で基本指数を算定する。
- ・ ひとり親家庭については、当該ひとり親の点数と30点との合計を基本指数とする。

「②調整指数」について

- ・ 世帯及び児童の状況に応じて指数を算定する。

「③基本指数と調整指数の合計が同点の場合の判定基準」について

- ・ 合計指数が同点の者について、優先順位の高いものから比較し、判断する。

①基本指数(労働)

利用要件	細目		指数
	月平均勤務日数(注1)	平均終業時刻(注2)	
労働 (居宅外)	月20日以上	17時00分以降	30
		16時30分以降 16時59分以前	27
		16時00分以降 16時29分以前	24
		15時00分以降 15時59分以前	21
		14時59分以前	18
	月18日以上 月20日未満	17時00分以降	27
		16時30分以降 16時59分以前	24
		16時00分以降 16時29分以前	21
		15時00分以降 15時59分以前	18
		14時59分以前	15
	月16日以上 月18日未満	17時00分以降	24
		16時30分以降 16時59分以前	21
		16時00分以降 16時29分以前	18
		15時00分以降 15時59分以前	15
		14時59分以前	12
	月14日以上 月16日未満	17時00分以降	21
		16時30分以降 16時59分以前	18
		16時00分以降 16時29分以前	15
		15時00分以降 15時59分以前	12
		14時59分以前	9
	月12日以上 月14日未満	17時00分以降	18
		16時30分以降 16時59分以前	15
		16時00分以降 16時29分以前	12
		15時00分以降 15時59分以前	9
14時59分以前		6	
労働 (居宅内)	月20日以上	17時00分以降	25
		16時30分以降 16時59分以前	22
		16時00分以降 16時29分以前	19
		15時00分以降 15時59分以前	16
		14時59分以前	13
	月18日以上 月20日未満	17時00分以降	22
		16時30分以降 16時59分以前	19
		16時00分以降 16時29分以前	16
		15時00分以降 15時59分以前	13
		14時59分以前	10
	月16日以上 月18日未満	17時00分以降	19
		16時30分以降 16時59分以前	16
		16時00分以降 16時29分以前	13
		15時00分以降 15時59分以前	10
		14時59分以前	7
	月14日以上 月16日未満	17時00分以降	16
		16時30分以降 16時59分以前	13
		16時00分以降 16時29分以前	10
		15時00分以降 15時59分以前	7
		14時59分以前	4
	月12日以上 月14日未満	17時00分以降	13
		16時30分以降 16時59分以前	10
		16時00分以降 16時29分以前	7
		15時00分以降 15時59分以前	4
14時59分以前		1	
単身赴任			30

注1 本市所定の就労証明書に記載された1か月の平均勤務日数をいう。ただし、次の①から③に掲げる労働(以下「対象内労働」という)に該当しない労働を含む場合は、その勤務日を除いた日数を算出する。

- ① 終業時刻が14時を過ぎる労働
- ② 始業時刻が16時より前の労働
- ③ 勤務時間が22時から5時の時間帯にかかる労働(終業時刻が22時、始業時刻が5時の労働は含まない)

注2 本市所定の就労証明書に記載された勤務時間から下記により算出等をした時刻をいう。

- ① 勤務時間が日により変動しない場合は、当該勤務の終業時刻とする。
- ② 勤務時間が日により変動する場合は、次のア若しくはイの時刻とする。
 ア 注1の③に該当する労働を含んでいる場合は、平均終業時刻を17時とする。
 イ ア以外の場合は、対象内労働の終業時刻から、その頻度等に応じ、平均の終業時刻を算出する。なお、平均終業時刻の算出の際、対象内労働の終業時刻が17時を超える場合は、全て17時に置き換えて計算する。

※ 勤務状況により、上記の算定により難しい場合は別途判断する。

①基本指数(労働以外)

利用要件	細目	指数	
在学	就労のためのものに限る	(注1)	
求職活動	求職活動中である場合(離職日等より6か月以内であること。)	0	
障害	身体障害者手帳	1・2級	25
		3級	20
		4級以下	15
	精神障害者保健福祉手帳	1級	25
		2級	20
		3級	15
	療育手帳	A判定	25
B判定		20	
疾病等	入院中の場合	30	
	通院等療養が必要な場合	15	
介護 看護等	在宅で常時介護等が必要な者の介護等	30	
	同居親族等の施設通所付添	25	
	施設等で常時介護等が必要な者の介護等	20	
	概ね1ヶ月以上の入院が必要な者の付添	15	

注1 労働(居宅外)の細目に応じて指数を当てはめることとする。

②調整指数

区分	詳細	指数
世帯の状況	ひとり親家庭等(死別、離別、行方不明等)	5
	保護者のいずれか又は両方が保育士・保育教諭・放課後児童支援員として市内の認可保育施設等若しくは放課後児童健全育成事業所に勤務又は採用が内定している場合(世帯につき)	5
児童の状況	障害児(注1)	5

注1 療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別支援学級に在籍している児童、手帳等を所持していない場合であっても、医師の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童をいう。

③基本指数と調整指数の合計が同点の場合の判定基準

優先順位(注1)	詳細
1	「①基本指数」における月平均勤務日数の指数が高い者
2	「①基本指数」における平均終業時刻の指数が高い者
3	就労証明書における月平均勤務日数の多い者
4	就労証明書における平均終業時刻の遅い者
5	申請日が早い(待機期間が長い)者(注2)
6	兄弟姉妹が利用している(利用が決定している)者
7	前年度の合計所得金額が低い者
8	その他市長が必要性を認める者

注1 利用要件が異なる場合などで判定できないときは、次の優先順位の項目で判断する。

注2 1次募集期間内に申請した者は、それぞれ同日に申請したものとみなす。

また、2次募集期間内に申請した者も同日に申請したものとみなす。